

利用者負担の軽減

い) 高額介護(予防)サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担額(1割、2割または3割)の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が下表の利用者負担上限額(月額)を超えた場合、超えた分が高額介護(予防)サービス費として支給されます。

対象となる方には市から申請案内を行います。1回申請されると、申請月以降は登録口座へ自動振り込みします。

* 高額介護サービス費の対象となる利用者負担額とは、保険の対象である介護サービス費用の利用者負担額です。

この負担額には、福祉用具購入費、住宅改修費の利用者負担額や、施設での食費、居住費、日常生活費等その他の利用料は含まれません。

○利用者ごとの自己負担上限額(月額)

対 象 者		利用者負担上限額(月額)	
		個人(本人)	世帯(複数)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯	年収約1,160万円以上	140,100円	
	年収約770万円～約1,160万円未満	93,000円	
	年収約383万円～約770万円未満	44,400円	
世帯内のどなたかが市民税を課税されている方		44,400円	
世帯の全員が市民税を課税されていない方		24,600円	
	前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方など	15,000円	24,600円
生活保護を受給している方など		15,000円	

※「個人」は、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額です。

※「世帯」は、同一世帯の方のうち介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額です。